

マル福制度が改正になります

乳幼児、母子・父子家庭、重度心身障害者、妊産婦の方々が、安心して医療を受けられるよう健康保険の自己負担分を市と県が助成する医療福祉制度(マル福)。4月から一部改正になりました。

◆妊産婦のブルーの用紙がなくなりま

これまでは、妊産婦の方がマル福を利用する場合、医療機関の窓口には妊産婦医療福祉費支給申請書(通称・ブルーの用紙)を提出し健康保険の自己負担を支払い、後日市役所から本人に返還される「償還払い」でした。今年度からはブルーの用紙がなくなり、医療機関に健康保険証とマル福受給者証を提示するとマル福外来自己負担(1回600円以内)または入院自己負担(1日300円)だけの負担で診療を受けることができます。なお、マル福外来自己負担については市の単独事業として申請書をもとに助成します。

診療を受けたときは領収書と印鑑を持参して支給申請をしてください。



◆重度心身障害者の所得制限が変わります

今年の7月更新時から重度心身障害者認定の所得制限基準額が変わります。

現行(6月末日まで)		
本人・配偶者・扶養義務者		
1,000万円		
改正後(7月から)		
扶養親族数	本人	配偶者・扶養義務者
0人	512万9千円	628万7千円
1人	550万9千円	653万6千円
2人	588万9千円 (扶養親族1人ごとに21万3千円加算)	674万9千円 (扶養親族1人ごとに21万3千円加算)

マル福外来自己負担申請のお願い

妊産婦と乳幼児のマル福外来自己負担については、市単独事業として返還助成をしています。この助成は、診療機関からの診療報酬明細書や受給者本人からの申請書をもとに計算していますが、自己負担額が600円以下の場合にはデータが把握できません。この場合は、本人からの申請が必要ですので、領収書、印鑑と受給者証を持参し本庁または総合支所で支給申請してください。

問い合わせ先

本庁医療保険課年金グループ
☎52-11111 内線162・164
各総合支所福祉健康課
山方☎57-6812 美和☎58-3850
緒川☎56-3992 御前山☎55-2113

健康アドバイス

常陸大宮済生会病院
院長
伊東 紘一先生

「超音波」のひみつ

「超音波」という言葉は、子どものころから良く聞かれていることと思います。最近では、医療機器としての利用がなされているので、健診などで超音波検査をされた経験をお持ちと思います。現在、科学技術分野で用いられる基本的な波は、(1)テレビやラジオの電波、(2)レーザー光通信の光波、(3)オーディオ機器のスピーカーから出てくる音波の3つがあります。音波は、周波数の低い方から(1)振動、(2)可聴音、(3)超音波になります。この超音波は、「人の耳に聞こえないレベル」の周波数とされ、どれも医療において医師が利用しているものです。振動は打診法で、可聴音は聴診法で、超音波は超音波診断機器です。

今日の超音波診断装置によれば、心臓の内部を観察し、詳細な診断が可能です。さらに、腹部の臓器である、肝臓、胆嚢、胆管、膵臓、脾臓、腎臓、膀胱、前立腺、卵巣、子宮、大動脈、大静脈、そして体表にある甲状腺、乳腺、頸動脈、眼球等多くの臓器の疾患が診断できます。また、最近問題になっているエコノミー症候群といわれる、下肢深部静脈血栓症の診断も可能となっています。このように超音波は、全身の診断に利用されており、医師とともに臨床検査技師が活躍しています。

超音波が医療に貢献したのは、戦後のことです。そして現在、臨床の場で診断に用いられている装置の多くが日本の発明です。日本人による多くの超音波に関する発明の中でも、リアルタイム超音波診断装置、カラードプラ超音波装置などは代表的なものであり、日本が誇りにして良い事実です。



今月の

フンポーズ

イスを使った筋力アップで 下半身スッキリ

<太ももの前の筋肉アップ>

- ①背筋を伸ばしてイスに浅く座ります。足を肩幅に開いて、両手は胸の前で組みましょう。
- ②背筋をまっすぐに伸ばしたまま、足の筋力だけを使って立ったり、座ったりを繰り返します。

10回×3セット

